

1 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その7）」の発出（厚労省）

標記の件について、厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課法人経営指導係から、別添のとおり各都道府県・特別区・市に事務連絡が発出されました。内容としては、5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いが2類から5類に変更になることに伴い、社会福祉法人の運営に関する取扱いも変更となるというものです。

1 理事会及び評議員会の開催について

新型コロナウイルス感染症の状況下における決算期等の理事会及び評議員会の開催については、これまで、

- ・ 開催時期の柔軟化 ・ 「対面」にテレビ会議等を含む旨の周知 ・ 決議の省略の取扱いの周知
- ・ 理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告時期の柔軟化

についてお示ししてきたところ。

今般の状況を踏まえ、開催時期については、法令及び定款の定めによることとし、各種届出書類に係る期限等に支障がないように留意すること。ただし、新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更に伴う医療提供体制の段階的な移行に伴い、地域の感染状況等に応じた負担増が考えられることから、開催時期の遵守ができないやむを得ない事情がある場合には、可能になり次第、速やかに開催すること。

併せて、テレビ会議等による柔軟な開催手法についても、引き続き活用いただきたいこと。

2 社会福祉法人が備置き、閲覧又は届出しなければならない書類等について

法人に備え置き、閲覧の用に供し、又は所轄庁あて届出を行わなければならない書類等の届出等については、これまでお示ししているとおり、法令における期限等の規定に従う必要があるものであること。ただし、新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更に伴う医療提供体制の段階的な移行に伴い、地域の感染状況等に応じた負担増が考えられることから、期限の遵守ができないやむを得ない事情がある場合には、引き続き、当該支障がなくなり次第、できる限り速やかに履行すること。

3 所轄庁が行う社会福祉法人に対する指導監査について

所轄庁が行う社会福祉法人に対する一般監査については、3箇年に1回の実施周期を原則として実施するものであること。ただし、法人における新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更に伴う医療提供体制の段階的な移行の影響も踏まえつつ、その実施時期については、引き続き丁寧な調整を図るとともに、書面及びリモートによる手法を一部取り入れ、これと実地による確認を組み合わせることは可能であることから、手法の柔軟化についても適切に図られたいこと。

また、1及び2において、やむを得ず開催時期や期限の遵守がされていない法人の指導監督を行うに当たっては、柔軟に対応することとされたいこと。

<参照> 東社協 経営相談室だより

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html#tayori>

東京都社会福祉協議会 経営相談 月曜～金曜 祝祭日年末年始休み

専用 Mail: fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp 専用 TEL: 03-3268-7170(9時～17時)

※できるだけ、メール・相談票でのご相談をお願いいたします。

HP <https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html> (東社協 HP→経営相談室→相談はこちらから)

